

子ども・子育て支援制度新制度利用区分

年齢	保育の必要性	支給認定区分	教育・保育時間	当園における 利用時間	当園における 預かり・延長保育	備考
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間（4時間）	10:00～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	教育時間以降の預かり保育を必要としないケース（預かり保育は利用できませんが無償化対象外です）。 満3歳以上なら誰でも認定が受けられます。
3歳以上	あり	1号認定 (新2号認定)	教育標準時間（4時間）	10:00～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	保護者の就労等で教育時間以降の「保育の必要性」がある場合、預かり保育が無償化となります。
満3歳児	あり	1号認定 (新3号認定)	教育標準時間（4時間）	10:00～14:00	7:30～8:30 14:00～18:30	市民税非課税世帯かつ保護者の就労等で教育時間以降の「保育の必要性」がある場合、預かり保育が無償化となります。
3歳以上	あり	2号認定	保育標準時間（11時間）	7:30～18:30		3歳以上のお子様で、保護者の就労等「保育の必要性」を申請される方が対象です。
			保育短時間（8時間）	8:00～16:00	7:30～8:30 16:00～18:30	
3歳未満	あり	3号認定	保育標準時間（11時間）	7:30～18:30		0歳～2歳のお子様で、保護者の就労等「保育の必要性」を申請される方が対象です。
			保育短時間（8時間）	8:00～16:00	7:30～8:30 16:00～18:30	